

受理官庁 G T	知的所有権登録局 (グアテマラ)	附属書 C G T
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	グアテマラ	
国際出願の作成に用いることができる言語	スペイン語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	スペイン語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル）、国立工業所有権機関（チリ）、スペイン特許商標庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁 ² 、国立工業所有権機関（ブラジル）、国立工業所有権機関（チリ） ³ 、スペイン特許商標庁又は米国特許商標庁 ³	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ケツアル（GTQ）及び米国・ドル（USD）	
送付手数料	USD 250 に相当する GTQ の額	
国際出願手数料 ⁴	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁴	USD 16	
調査手数料	附属書D（AT）、（BR）、（EP）、（ES）又は（US）参照	
優先権書類の手数料	GTQ 50 更に追加の各頁につき GTQ 1	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	USD 500	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要、出願人がグアテマラに居住している場合 要、出願人がグアテマラの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	グアテマラで登録されている代理人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	

- 1 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（PCT規則12.3）。
- 2 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスペイン特許商標庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 3 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 4 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。